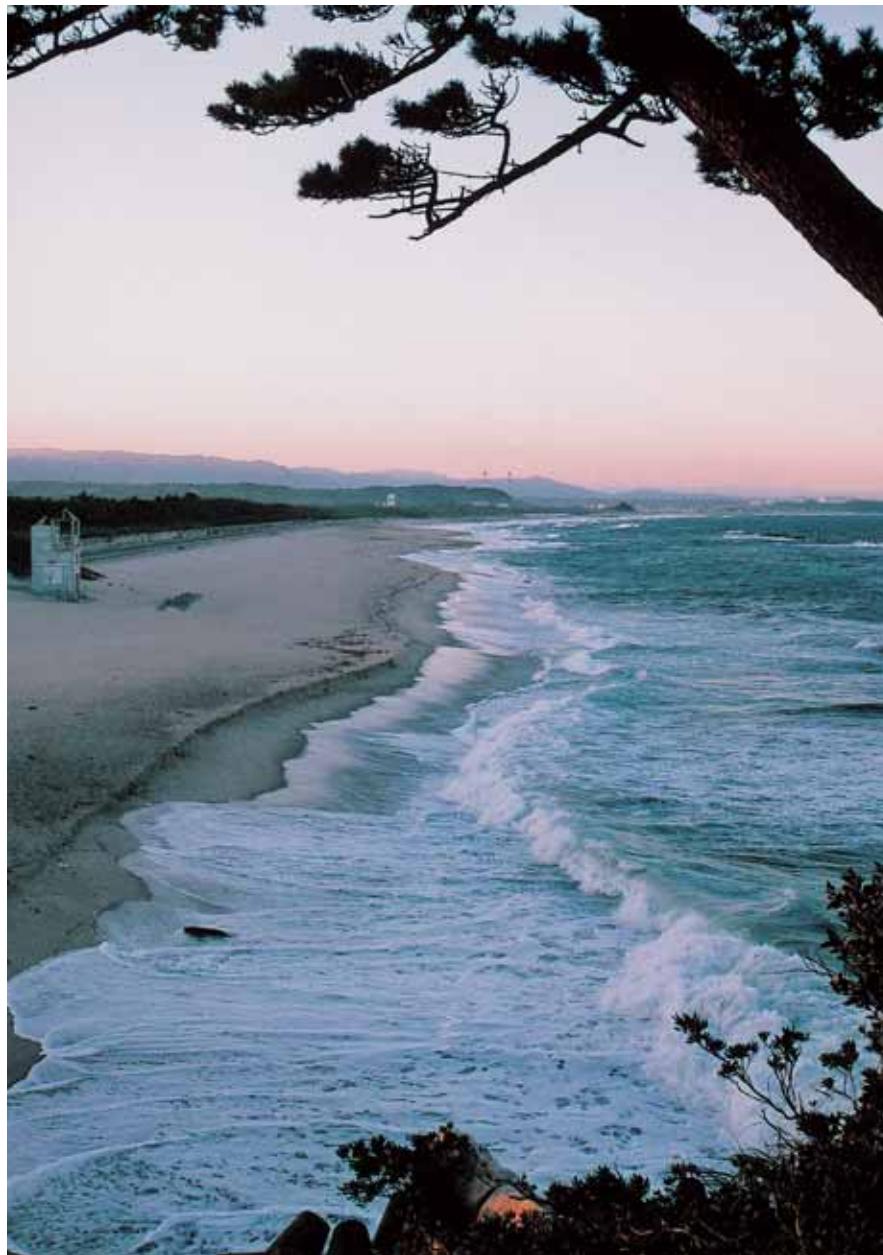


行政書士 しじおか

- ・新年挨拶
- ・第15回写真コンクール入選作品発表



会長賞

「秋海の静けさ」 西遠支部 竹内一登 会員



静岡県行政書士会

第15回 写真コンクール入選作品

入賞



「富士山」 清水支部 古屋初男 会員

入賞



「里の焼け渡り」 富士宮支部 佐野知 会員

目 次

新年のご挨拶	静岡県行政書士会	2
	静岡県知事 川勝 平太	3
	静岡県議会議長 天野 進吾	4
静岡県行政書士常任相談役・静岡県県会議員 植田とおる	5	
静岡県行政書士常任相談役・静岡県県会議員 池谷 晴一	6	
60周年記念式典のお知らせ	7	
行政懇談会が静岡新聞に取り上げられました	8	
日行連・日政連賀詞交歓会 コスモス成年後見サポートセンター設立式典	9	
平成22年度行政書士試験	10	
静岡県行政書士会中国交流団	12	
「ふれあい募金」寄付の報告	15	
講習会の要点「産業廃棄物の収集運搬」		
・廃棄物処理法の基礎知識と申請に関する留意点	長谷山 朗	16
・産業廃棄物処理業務に関する講習会	山本 恭彦	17
平成22年度広報月間の実施報告	23	
開業奮闘記	中山 岳夫	24
投 稿 ① 蓬萊橋だけが知っている	静岡支部 佐藤 吉男	25
② 下手な趣味	富士宮支部 保坂 昭秀	29
③ 川 柳	田方支部 山本 順平	30
行列ができる行政相談所（第25回）	31	
会員の動静	33	
会議議事録 要約		
平成22年度 常任理事会 常任幹事会	36	
平成22年度 理事会 幹事会	47	
平成22年度 支部長協議会 分会長協議会	48	
会 務 錄	53	
講習会・研修会	55	
編集室・編集後記	58	
写真コンクール入選発表	表紙	

新年のご挨拶

謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

本年は、行政書士法制定並びに静岡県行政書士会創立60周年を迎えます。人に例えるなら還暦という大きな節目となる年であります。その節目の年にあたり、社会貢献の一環として、かねてより懸案の「成年後見人等養成講座」をこの1月に開講致しました。また、新年度には、従来業務は元よりのこと、事業承継等中小企業支援、著作権相談員の養成及び知的資産経営をはじめとする知的財産に関する業務など、社会の期待・ニーズに応えていくための取り組みを行なってまいる予定です。

今、政治や経済の潮流は予測が難しく、人口動態からも今までのような右肩上がりの戦略を描くことは極めて困難と言わざるを得ません。一方、高速通信の利用による業務形態の変化など私たちを取り巻く環境も大きく変化することを踏まえると、わが静岡県行政書士会が、社会や会員各位のご要望にどう応えられるか、60年という節目を迎へ、正に正念場に立たされていると存じます。

私たち役員一同は、ここまでお育ていただいた先達のご功績に報いるため、そして次世代のために本会の業務組織再編を視野に、社会の変化や要請に応えることができる組織の構築と行政書士制度の更なる拡充・発展を求めなければならない責務があると認識しております。しかしながら、それらを実現するには、会員各位のご支援とご協力がなければ叶わないことも自明の理であります。

よって、年頭にあたり、役員一丸となって邁進する覚悟を表明するとともに、会員各位のご理解とご協力を偏にお願いし、ご挨拶と致します。



会長 堀内昭次



副会長 鈴木市代



副会長 神尾睦



副会長 後藤博行



副会長 我妻和男



副会長 月見里和夫



副会長 岸本敏和

常任理事 田中道博	岩瀬喜臣	中山正道	加藤修	奥山浩行	平岡康弘	日内地孝夫
理事 伊藤英雄	塙谷保和	渡邊慶三	鈴木道夫	鈴木一彦	服部正明	勝間田晴史
土屋秀文	渡辺輝征	久能修	水野誠	齊藤せつ	森保郎	大高まゆみ
磯部文雄	青島利光	緒方博幸	佐塚次郎	前田辰也	鈴木幹久	杉原壽夫
小池晴伸						
幹事 遠藤晃徳	橋本正臣	桑原達之				



『ふじのくに』から 日本の理想郷づくりに挑む

静岡県知事 川 勝 平 太
かわ かつ へい た

明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかに新年を迎えたこととお慶び申し上げます。

ヒト、モノ、情報が国境を越え活発に行き交う大交流時代にあっては、人々の憧れを集め、誇りを持った生き方を実現できる国づくり、地域づくりが大切になります。

私たちの富士山は、日本の最高峰というばかりでなく、古から山岳信仰の対象として崇められ、また芸術文化の源泉として愛され、清らかな水を恵んで生活・生命を育む神のごとき存在として尊ばれてきましたが、まさに、本県を富士のごとく人々の心を惹きつける地域にしていきたいと考えます。

昨夏八月八日、私は念願の富士登山に挑み、神々しい景観の中で、心の底から「富士山を世界文化遺産に」、その麓の地に地域主権の範となるような「“ふじのくに”をつくる」、そして、世界平和に通じる「和の文明づくりに貢献したい」という三つの想いを胸深く刻んだ次第であります。

本年は、富士山を最も美しく仰ぎ見ることのできる早春の二月に、「富士見の祭典」を催し、国内外の皆様とともに富士山を寿ぎ、平成二十三年二月二十三日の「富士山の日」をもって、気持ちを新たにして「富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を推進してまいります。

さらに、富士山静岡空港を玄関口として、海外就航先である東アジアを中心に、友好的互恵を基本姿勢にして地域間交流を繰り広げていくなど、分権時代の新しい外交の姿として地域外交を展開してまいります。

富士を仰ぐ本県は、日本のほぼ中央に位置し、人類がつくりあげた東西文明と、美しく豊かな自然とが調和し、“ふじのくに”と称するにふさわしい場の力が備わっています。

「住んでよし 訪れてよし」「生んでよし 育ててよし」「学んでよし 働いてよし」の理想郷づくりに向けて、県民の皆様のご理解と積極的なご参画をお願い申し上げるとともに、ご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

平成23年 元旦



年頭のごあいさつ

静岡県議会議長 あまの 天野 進吾

明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

昨年は、サッカーのワールドカップが開催され、本県出身者をはじめとする各選手の活躍により、日本がベスト16に入るという快挙を成し遂げました。また、日本の小惑星探査機「はやぶさ」が、さまざまな困難を乗り越えながら7年ぶりの帰還を果たし、小惑星の微粒子を世界で初めて回収して大きな話題となったほか、年末には、2人の日本人がノーベル化学賞を受賞するなど、大変嬉しい出来事が続いた反面、尖閣諸島沖における海上保安庁の巡視船と中国漁船の衝突事件や、韓国と北朝鮮の軍事的な衝突が、私たちに大きな衝撃を与えました。

国内経済に目を向けてみると、長引く円高やデフレの影響により、我が国の景気は下方修正を余儀なくされており、雇用情勢の悪化も長引いておりますが、本県では、川勝知事が提唱する、富国有徳の理想郷“ふじのくに”づくりを目指して、新しい総合計画の策定を進めているところであり、県議会といたしましても、経済・雇用対策をはじめ、県民の皆様が心豊かに、安心して暮らせるための様々な施策を、積極的に推進していくこととしております。

このため、県内各地域あるいは各界各層にわたる県民の皆様の多様な御意見や御要望をくみ上げ、県議会における活発な議論を通じて、県政の施策に適切に反映されるよう、誠心誠意努力していく所存です。

あわせて、真の地方主権を実現するため、県議会としての考え方を、政府をはじめとした関係機関に積極的に伝えていきたいと考えております。どうぞ、本年も変わらぬ御支援、御協力をお願い申し上げまして、私の新年の御挨拶といたします。



新年のご挨拶

静岡県行政書士会常任相談役
静岡県議会議員 植田とおる

新年明けましておめでとうございます。輝かしき新春をお迎えになったこととお慶び申し上げます。本年は辛卯（かのと・う）になり、草木が枯れた後、新しい芽を出して、茂る年回りになります。なにか飛躍できるような希望の年だとも言えます。

しかし、国内の景気は以前低迷が続いています。さらにここにきて、外交・防衛の問題を端緒にして、政局が混乱し、先がまったく見えない状況下です。景気を浮揚させて、経済の活発から国民生活が向上する兆しが、残念ながら見えてこないのです。ことによると、新年度の予算国会で大きな波乱もあるかも知れません。

今の与党は、確かに衆議院では過半数を維持していますが、政治を確実に果たせる人材が不足しています。フレッシュな新人も新しい旋風を起こして、改革の名で活躍しそうですが、根幹をゆだねる政策通は少なく、頼りない政治集団と化していますので、成長戦略が期待できないのです。確かに以前では官僚の既得権の弊害がありましたが、政策の立案、国家戦略の知恵について、官僚の強力でよりよい国家を作り上げる必要があります。

アメリカのリーマンショックの再来が今年度もあるかも知れません。大いに景気動向を注意して見守ることが肝要だと思います。

また、政府が近い将来TPP（環太平洋連携協定）に加入せんとしています。貿易立国の立場からみれば当然の帰趨に落ち着くのです。産業界はもろてを上げて賛成しています。日本の優れた技術が貿易で、ますます盛んになって景気を押し上げるでしょう。

しかし一方では、それを容認できない分野があって、死活問題になってきます。それは農業分野です。日本の農業は、大多数が個人形態です。産業として成り立っていないのです。弱い経営基盤では、外国の農産物には勝てません。現在国の食料自給率が四十%以下です。地球が温暖化に進んで、いつ気象の変化で不作が生じてもおかしくありません。その時、わが国の食料が極端に不足して、高い金を出しても供給されない事態が起こり得る可能性があります。

日本の農業をいじめてはいけません。育てあげることが必要不可欠です。それには農業の抜本的対策である農業基盤整備をきちんとやって、大規模農業地を確保して、さらに思い切って機械化を推進し、大量生産をはかり、農業という産業を確立すべきです。また手間隙掛けて、付加価値があって安心安全な農産物をつくる個人農家も援助して、二本立てで農業を育成するのがこれから日本の課題になるかも知れません。

そうなると、いかに農地を確保するか、従来の農地法に囚われない土地の利用を推進していかねばなりません。その大きな付託に答えるのが行政書士の役目です。

これらのことから、社会のニーズに答えられるような会員の方々のますますのご健闘を祈念申し上げます。



新年のご挨拶

静岡県行政書士会常任相談役
静岡県議会議員 池谷晴一

新年明けましておめでとうございます。

旧年中には皆様に大変お世話になり、厚くお礼申し上げます。

本年が皆様にとって素晴らしい年でありますことをご祈念申し上げます。

昨年は、9月の台風9号により、私の地元である小山町を中心に、東部地区が甚大な被害を受けてしました。川勝知事は、日頃から危機管理を県政の最重要課題として捉えており、中国出張から帰ったその足ですぐに現地入りして被災状況を視察し、また、私が委員長をしている県議会建設委員会の現地視察も急遽実施しました。

そして、9月定例会における県議会9月定例会の私の代表質問に応え、緊急補正予算（約78億円）を編成、県議会本会議において即刻議決、成立することができました。

今、日本には、不況の風が吹いていますが、静岡県は、製造品出荷額が、国内第三位を維持しており、加えまして、富士山静岡空港の開港により、訪日外国人数が倍増しています。富士山を有し、温泉、食なども日本一の本県は、観光産業にとっても、大変魅力的な地域であることは間違ひありません。

川勝知事は、静岡県を「住んで良し、訪れて良し、学んで良し、働いて良し、生んで良し、育てて良し」の日本の理想郷とする、という基本理念で県政運営にあたっていますが、私も、県議会議員として、川勝知事の理想郷づくりを支援し、県民の皆様の期待に応えて参りたいと思います。

また、昨年も行政書士と県議会議員との懇談会におきまして、数々のご意見をいただきましたが、いずれも県民の皆様が生活していく上で生じている重要な課題であり、行政改革が進む中、行政と県民を結ぶパイプ役ともなる行政書士に対する県民の期待は高まっています。

このような中、行政書士の皆様が働きやすい環境整備を図る、という点に係る政治の役割も重要であると思います。

これからも、県議会議員として、また、行政書士として、行政書士会の発展のため、全力を傾注して参りますので、よろしくお願ひいたします。

静岡県行政書士会の益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、会員の皆様方の更なるご健勝、ご多幸を祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

行政書士法制定
静岡県行政書士会 創立60周年記念式典開催のお知らせ

昭和26年2月22日行政書士法が公布され、また同年7月12日に静岡県行政書士会が創立され、今年で60年を迎えます。そこで、関係機関及び諸団体等の関係者の方々をお招きし、下記のとおり、60周年記念式典を開催いたします。また、式典ではNPO法人「富士宮やきそば学会」会長渡辺英彦様による「やきそばによる地域活性化戦略」をテーマに講演会も行います。

多数の会員の方々に御参加いただきますよう、謹んで御案内申し上げます。

記

日 時 平成23年2月22日(火) 受付開始 12時30分

記念講演 13時30分

式典開始 15時00分

祝宴開始 17時

会 場 ホテルアソシア静岡 3階「駿府」
静岡市葵区黒金町56番地（静岡駅北口）



行政懇談会が静岡新聞に取り上げられました

平成23年1月23日の静岡新聞朝刊（一面）、「議会改革 統一地方選しずおか」に、昨年9月17日に実施した静岡県行政書士会「行政懇談会」のことが取り上げされました。

この行政懇談会は、従来のスタイルから座談会形式に変えることにより県議の皆様と実のある話し合いができるのではと新しい試みでした。

また座談会の前段に、岸本敏和副会長が講師となり「行政手続法と行政書士法」について講演をしましたが、この講演も県議の皆様から好評をいただきました。

この「行政懇談会」により我々が訴えたかったことを「新しい公共である」と県議の皆様に評価していただき、また静岡県行政書士会が今まで努力を重ねてきたことが、このように「新公共」の潮流として新聞に取り上げられ、より多くの皆様に知っていただけることは非常に喜ばしいことあります。



日行連・日政連賀詞交歓会、コスモス成年後見 サポートセンター設立式典が行われました

日時 平成23年1月21日(金)
記念式典 午前11時から午前11時45分
賀詞交歓会 正午から午後1時30分まで
場所 ANAインターコンチネンタルホテル東京



当団は、衆議院会館と参議院会館を訪問し、顧問の国会議員の皆様にご挨拶しました。

静岡県行政書士会の賀詞交歓会は平成23年1月14日にマイホテル竜宮で理事会並びに支部長協議会の構成員で行されました。

今年は、2月22日に60周年記念式典が執り行われますので、例年実施していました賀詞交歓会は規模を縮小して、理事会並びに支部長協議会の後の懇親会という位置づけで執り行われました。

平成22年度行政書士試験

平成22年度行政書士試験に先立ち、平成22年10月22日(金)静岡県コンベンションセンターグランシップに於いて試験監督員・試験本部員に就任した会員各位出席の下に行政書士試験実施説明会が開催され、平成22年11月14日(日)静岡大学に於いて行政書士試験が実施され無事終了しました。



静岡大学正門



共通教育棟A棟前

静岡県行政書士会が、行政書士試験事務を平成12年度より委託を受け今回で11回目となります。平成22年度の試験申込者数は、テレビドラマの影響があつてか全国では88,652名あり昨年より4,833名増、本県では2,009名あり昨年より147名増であり、当日の受験者数は申込者の80%に当たる1,632名でした。



試験開始まで参考書を確認する受験生



昨年度は、新型インフルエンザ対策や会場の都合で試験室の分散等があり、会員及び事務局から181名の動員を要しましたが、今年度は例年通りの試験室の使用や、試験終了後の大学校外の交通整理を警備会社に委託したことから、協力人員は125名となりました。



警備会社による交通整理

昨年度までは、解答用紙の集計を本部室で全て行っていたことから、試験事務の終了までに手間取ることがありました。本年度は、各試験室で責任を持って集計することにしたことから、試験事務終了までに要する時間も大幅に短縮する結果となりました。



試験監督員による解答用紙の集計



本部での最終確認



事務終了時刻

静岡県行政書士会中国交流団旅日記

10月29日(金)我々静岡県行政書士会中国交流団31名(宮本達夫団長)は、富士山静岡空港から上海を目指して東方航空の旅客機で出発。



宮本団長を囲んで。さあ出発!!

この交流団は、静岡県の「ふじのくに3776友好訪中事業」に呼応して結成。静岡県の姉妹都市である浙江省を訪ね、さらに上海万博も見学しようという企画でした。

空路3時間弱、無事上海浦東空港に到着。まずは空港の大きさに驚かされました。中国は広い！

上海から専用バスで最初の目的地である西湖で有名な杭州市（浙江省の省都こうしゅう市と言います）へ。空港から杭州市まで高速道路が整備されており所要時間3時間30分。

高速道路の周りにはできたばかりのアパートや昔ながらの住宅が点在していましたが、日が暮れてくると、部屋に電気をついている家が少なく、さらに街灯もないのであたりは真っ暗になってしまいました。「昭和30年代までの日本もこんなだったな」という声も。

途中ドライブインで休憩。初めて「元」で買い物。なんとコーラ、缶ビール、水すべて3.5元（約40円）の格安でした。レートは100元が約1,200円。個人でお店に入るとだいたい日本の1／2から1／3の価格で物価は安く感じましたが、旅行者としてガイドさんに案内されていくところはほとんど日本と値段と変わりません。ボラレテいる感も。

2日目は、西湖から3kmほど離れた所にある禅宗のお寺、1600年あまりの歴史がある中国禅宗十大古刹の一つ靈陰寺を見学。ここで用意してきた日中友好

横断幕を前に全員で記念写真一枚。「友好」の文字に好感を持ってくれたのだろうか、中国人観光客の人たちも我々をパチリパチリと撮影。ここで中国交流団の使命を果たした気もしました。出発前には尖閣諸島の問題で不安一杯でしたが、現地に着いてしまえば心配した様子はなくすぐに観光気分になられました。



“友好”の横断幕を持って記念撮影

ところでガイドさんから注意はされていたのですが中国の車の運転はすごい。バスを降りて靈陰寺にむかう途中、横断中の我々は、なんと警察のパトカーのクラクションに蹴散らされてしまったのです。日本では考えられないことだったのでびっくり。また自転車や電動バイクの運転もすごい。夜の街では、ライトを点けない自転車や電動バイクが音もなく走り回っているのでぼやぼや歩いていられない。よく見ていると一定のルールがあるようだが、腕に自信がないととても運転できそうにない。



横断中にパトカーが…

杭州市からは開通したばかりの中国版新幹線（日本製新幹線）で上海に。3,000万人都市の上海は流石に大都会。マクドナルドやコーヒーショップなど自然に馴染むことができ、街を行き交う人たちも皆おしゃれでした。



中国版新幹線 どこかで見たことあるような…

3日目はいよいよ上海万博。静岡県も参加している人気パビリオン日本産業館を見学、日本の技術のすごさに改めて感心させられました。静岡県からの団体ということで待たずにすぐ入場でき、日本語のパンフレットをいただいてゆったりと見学できました。

この日は万博最終日だったので人気の中国館などは待ち時間8時間とのこと。会場の雰囲気だけ味わって帰ることにしたのですが、帰りのバスから見た万博会場の夜景のすばらしかったこと。これだけでも来た甲斐があったというものです。

3泊4日の日程はあっという間で、4日目の朝、上海浦東空港から空路帰国の途に。

時間どおり富士山静岡空港に着いたと思ったところ、東方航空さんのサービス？でちょっと遠回り。そのお

陰で駿河湾上空から日本晴れの富士山を眺めることができました。絶景の富士山を観たあと静岡市と焼津市を右手下に眺めながら着陸体勢に。地元空港ならではの体験でした。

ともあれ楽しく、無事に旅行できたことは、ご一緒させていただいた皆さんのお陰です。ありがとうございました。



上海万博 日本産業館



静岡県も参加します!!

責任 (29) 社会 B	JAC 平成22年(2010年)10月28日(木曜日)	業界 県行政書士会(堺内昭 次会長)は29日から11 月1日まで中国に、「県 行政書士会・中国交流団」 を派遣する。県が進める 「3776友好訪中事業」 に呼応して企画した。同 会の訪中団派遣は初めて という。 同会は8月上旬から会 員に交流団への参加を呼 び掛けってきた。会員とそ の家族、事務員ら31人が 参加する予定。30日に浙 江省杭州市内を観光し、 31日に最終日の上海万博 を見学する。	月量 県行政書士会が訪中國 ありますから
好関係構築に一役買いたい」と話している。 同会は「中国と県との友 一時、参加者からのキャラ ンセルが相次いだが、何 とか訪問にこぎ着けた。何 い」と話している。	沖縄県・尖閣諸島周辺 での中国漁船衝突事件で 浙江省杭州市内を観光し、 31日に最終日の上海万博 を見学する。	3776友好訪中事業 に呼応して企画した。同 会の訪中団派遣は初めて という。 同会は8月上旬から会 員に交流団への参加を呼 び掛けってきた。会員とそ の家族、事務員ら31人が 参加する予定。30日に浙 江省杭州市内を観光し、 31日に最終日の上海万博 を見学する。	3776友好訪中事業 に呼応して企画した。同 会の訪中団派遣は初めて という。 同会は8月上旬から会 員に交流団への参加を呼 び掛けってきた。会員とそ の家族、事務員ら31人が 参加する予定。30日に浙 江省杭州市内を観光し、 31日に最終日の上海万博 を見学する。

静岡県行政書士会 様

拝啓 晩秋の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたびは、ふじのくに3776友好訪中事業の実施に、格別なる御支援、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

皆様の多大なる御協力をいただき、9月26日（日）には目標である県民の皆様による3,776人の訪中者を送り出すことができ、11月2日（火）現在、5,459人の県民の皆様が訪中するなど実にすばらしい成果となっております。

中国浙江省と本県は、28年前から、経済、農業、教育、防災、文化など幅広い分野で友好交流を実施しており、それらの交流を基礎として、皆様には交流の一層の進展を図っていただくことをお願いした結果、目標よりもはるかに多くの県民の皆様による訪中への参加を実現することができました。改めて皆様の御努力に対し、お礼申し上げます。

なお、当事業につきましては、平成23年3月31日まで実施いたしますので、一人でも多くの県民の皆様に参加していただき充実した交流が行われますよう御協力願います。

また、今後につきましては、今回の訪中事業の成果が、本県と浙江省の友好提携30周年である平成24年に結びつけることができますように、また、本県と浙江省、さらに日中両国間の友好的互恵関係が一層拡大し、本県独自の優れた地域間外交が展開できますよう、皆様の御支援、御協力を引き続きお願ひいたします。

最後になりましたが、皆様のますますの御健勝と、より一層の御活躍を祈念いたします。

まずは略儀ながら、書中をもってお礼申し上げます。

敬具

平成22年11月吉日

静岡県知事

川勝平太

「ふれあい募金」寄付の報告

毎年、総会やソフトボール・グラウンドゴルフ大会で、会員の皆様にご協力いただいている「ふれあい募金」を、下記のとおり社会福祉法人静岡県社会福祉協議会に寄付いたしましたので、報告します。

記

- | | | | | |
|-----|---------|------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 1 | 寄付者 | 静岡県行政書士会 | 堀内昭次 | 会長 |
| 2 | 寄付の内容 | 寄付金 | 100,000円 | |
| 3 | 贈呈式 | | | |
| (1) | 日時 | 平成22年11月10日(水) | 10時00分から | |
| (2) | 場所 | 静岡県総合社会福祉会館 | 3階 | 相談室 |
| (3) | 出席者 | | | |
| | ア 寄付者 | 静岡県行政書士会 | 堀内 昭次
岸本 敏和
加藤 修
岩月 千代子 | 会長
副会長
常任理事
事務局長 |
| | イ 受領者 | 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 | 牧田 | |
| 4 | 過去の寄付実績 | (平成21年度までの累計額) | 2,193,612円 | |

お礼状をいただきました

謹啓 時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は社会福祉の推進につきまして格別な御高配を賜り深謝申し上げます。

さて、このたびは本会が行う社会福祉事業のために多額の御寄付を賜り、心からお礼申し上げます。

本会では、豊かな福祉社会を築くために行政、関係機関、福祉団体等と協働して、地域福祉活動の強化、民間社会福祉施設の振興、社会福祉団体の育成、ボランティア活動の推進、低所得者世帯や高齢者、心身障害児者等への支援など幅広く社会福祉事業を推進いたしております。

今回の貴重な寄付金につきましては、本会において十分検討の上、有意義に活用させていただく所存でございます。

何とぞ、今後とも一層の御支援、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

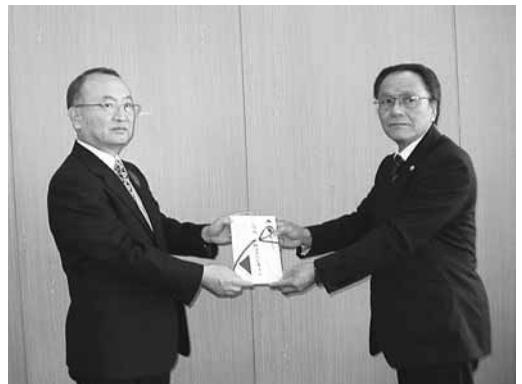
三

平成22年11月10日

静岡県行政書士会 会長 堀内昭次様

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会長 上島清介

貴重
JST
県政
星雲
平成22年(2010年)11月11日(木曜日)
県行政書士会が
県協に10万円寄付
県行政書士会は10日、
県社会福祉協議会に10万
円を寄付した。寄付金は、
行政書士会会員から集ま
った募金の一部。
静岡市葵区の県総合社
会福祉会館で行われた
贈呈式では、行政書士会
の岡内昭次会長から、
受け取った協議会の
牧田正裕常務理事が、「地
域福祉の推進に役立てた
い」と感謝の言葉を述べ
た。
県行政書士会は17年前
から協議会への寄付を続
けており、累計金額は約
2300万円に上る。



産業廃棄物の収集運搬

廃棄物処理法の基礎知識と申請に関する留意点

運輸環境委員会環境係（西遠支部） 長谷山 朗

産業廃棄物の処理責任は排出事業者が負担するのが原則ですが、通常の会社・事業所は処理する設備も手立ても持たないため、専門業者に依頼することが大半です。このときの依頼先（法律上の言葉では「委託」）は、行政機関から許可を受けた産業廃棄物の収集運搬または処分業者でなければならないことになっています。

これら処理業者の許可申請は行政書士業務の中でも少なくないウェイトを占めています。

ここでいくつかの注意点があります。会社・工場・事業所から発生する廃棄物のすべてが産業廃棄物ではありません。何が産業廃棄物に該当するのかは法律で規定されています。また、家庭から発生する廃棄物は「一般廃棄物」と定義されますが、工場・事業所から発生する廃棄物の中にも「事業系一般廃棄物」に区分されるものがあります。

収集運搬業は、品目ごとに許可を受けることになります。許可された品目しか収集運搬することはできません。1つの許可だけでは万能ではないことに注意が必要です。また、一般廃棄物の収集運搬は管轄市町村から「一般廃棄物収集運搬業」の許可を取ることが必要です。これは、産業廃棄物収集運搬業とは別の許可申請になり、産業廃棄物収集運搬業だけの許可取得業者が一般廃棄物を収集運搬して検挙されたり取り消し処を受けたりする例も実際にあることから注意が必要です。例えば産業廃棄物の紙くずや廃プラスチック

の収集運搬許可を得ているからといって、オフィスごみのミスコピー紙や不要な伝票（事業系一般廃棄物）を収集運搬することはできません。このように、廃棄物の区分やそれにより生ずる必要な許可の判断についての知識が要求されるのでよく理解することが大切です。

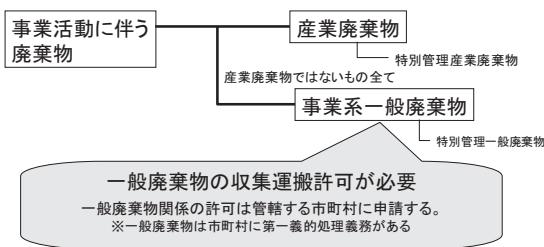
収集運搬業の許可は、収集運搬（積み込む）場所と運搬先（廃棄物を下ろす場所）のそれぞれ管轄行政庁の許可が必要です。反面、通過するだけの自治体については許可をとる必要はありません。許可を受けた地域（一般には行政区域の境）以外での収集運搬はできないので許可範囲から越境しないようにも注意が必要です。廃棄物の区分・定義については紙面の都合で全て紹介できませんが、顧客からの相談を受けたときには廃棄物六法等の書物でよく確認され、正確な情報を伝達されることをお奨めします。

環境問題については人々の関心も高くなり、廃棄物処理業界にも期待と注目が集まっています。このため、より一層の遵法精神が要求されているところであります。行政書士としては単なる代書に終わらず法律の専門コンサルタントとして優良業者の育成・発展に結びつくように心掛け、間接的ですが地球環境問題にも貢献していくことが大切と考えます。

（10月26日 産業廃棄物処理業務に関する講習会より抜粋）

廃棄物の区分

- 品目により産業廃棄物への概否が異なるので注意



収集運搬できる区域

- ① 収集する場所 と ② 搬入する場所 をそれぞれ管轄する都道府県知事(又は保健所設置市長)の許可が必要。



産業廃棄物処理業務に関する講習会（平成22年10月26日）

運輸環境委員会環境係（三島支部） 山本 恭彦

◎産業廃棄物収集運搬業許可申請について

◇業務依頼者の傾向と受託側の心構え

産業廃棄物（特別管理）収集運搬業許可申請の申請者は、廃棄物の収集運搬や処分業を専門の業にする者のか、建設業者、運送業者等の本業に付随する業務として依頼があります。

また申請者は法人と個人の別や、業務内容も様々ありますのでその対応も多岐にわたります。申請者側に具体的な計画が既にある場合は、必要書類の準備等はスムーズですが、まったくの新規業務内容であるため処理計画を持ち合わせていない申請者の場合は、手続きのアドバイスが必要となります。そのため許可申請に関する事前のチェックリストを参考にして、必要書類の的確な指示と共に、代理人として

用意できる書類は可能な範囲で対応するなど、業務受託後すみやかに申請に移れるよう参考資料となれば幸いかと存じます。

◇申請対象となり得るか否かの判断

実際に申請の代行をする前に、計画している収集運搬行為が、申請対象となり得るか否かの判断をする必要があります。産業廃棄物処理業は、産業廃棄物（特別管理）を排出事業者が他人に収集運搬および処分を委託する場合に、被委託者に必要な許可となります。そのため排出事業者が自ら収集運搬及び処分をする場合は、許可不要となるため、申請の対象となりません。

◇収集運搬業許可申請までの準備及びチェックリスト

	内 容	確認
事前確認	申請者の適格性があるかどうか <input type="radio"/> 申請者が欠格要件に該当していないこと （法人の場合は役員、株主等、政令で定める使用人が欠格要件に該当していないこと）	
	許可申請が必要かどうか <input type="radio"/> 収集運搬する廃棄物が「産業廃棄物」に該当しているか <input type="radio"/> 自己が排出した廃棄物の収集運搬等でないこと	
	許可が必要な県・政令市の収集運搬範囲 <input type="radio"/> 廃棄物の発生場所・搬入施設がどの地域であるのかを把握	
	取扱う産業廃棄物の種類 <input type="radio"/> 収集運搬を行おうとする予定の廃棄物の種類や性状を把握	
	収集運搬業務量に応じた施設や人員などの業務遂行体制 <input type="radio"/> 取扱う廃棄物の性状に応じた車両や運搬容器などの選定 <input type="radio"/> 廃棄物の種類に応じた運搬先（処理施設）あり、その施設において処理可能なもの <input type="radio"/> 再委託や名義貸しを行うことがないよう、業務量に応じた施設や人員を確保 <input type="radio"/> 農地法、県外搬入規制、事前協議制度、排ガス規制 法規制等の事前対応	
事前準備	収集運搬過程の講習会を修了していること <input type="radio"/> 許可申請にあった講習会を修了していること <input type="radio"/> 修了書の有効期間の確認（更新受講2年間、新規受講5年間）	
	経理的基礎 <input type="radio"/> 法人税（法人）及び所得税（個人）を完納していること <input type="radio"/> 直前3年の事業年度が利益計上できていること ×場合 経営改善計画書 <input type="radio"/> 直前の事業年度が債務超過の状態でないこと ×場合 中小企業診断士診断書	
	法人のみ 履歴事項全部証明書（目的欄）に産業廃棄物の処理を業とする旨	

◇その他参考事項

- ① 特別管理産業廃棄物だけを収集運搬することが明らかな場合を除いて、産業廃棄物収集運搬業の許可も併せて取得するようとする。
- ② 産業廃棄物収集運搬業と特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請とを同時に行う場合など、知事に対して複数の申請又は届出を同時に行う場合には、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合は、書類の添付を省略する申請書又は届出書に、様式第18号の添付書類省略理由書を添付する。(ただし、産業廃棄物収集運搬業と産業廃棄物処分業の許可申請とを同時に行う場合など、許可事務を行う機関が異なる申請又は届出を同時にを行う場合は、省略することはできない。)
- ③ 運搬車両について
 - 自動車検査証が所有者=使用者=申請者である場合のほかは、使用者=申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認めています。
 - ただし、使用者が申請者でない場合であっても、申請者が法人で、使用者が法人の代表者、役員又は使用人であり、かつ当該車両を専ら法人が使用することが明らかな場合はこの限りではな

いとしており、運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合は、雇用契約書、雇用保険被保険者証の写し、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付します。

- 既に他の許可業者が届出て使用している運搬車両は認められない。
- 自動車検査証等の有効期間は、申請書を受理する時点で満了となっていないこと。
- ④ 事業を行いうる技術的能力を説明する書類
 - (脚注)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する『産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の修了証の写し』を添付しますが、受講してから修了証交付まで1ヶ月程度かかるため修了証交付前に申請が必要である場合は、同センター発行の考查結果書(合格決定内容に限る)をこれに代えることができます。
 - 必ず本証と照合しますので、許可申請時には原本が必要になります。
- 受講する方は個人の場合は本人であること、法人の場合が監査役を除く役員又は政令で定める使用人(別途添付書類あり)であること。

区分		講習の種類	講習の修了時期
産業廃棄物	新規	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程(新規)	申請受付日前5年以内
	許可	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程(更新)	申請受付日前2年以内 <small>(注)</small>
	更新	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程(新規)	許可期限日前5年以内
	許可	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程(更新)	許可期限日前2年以内
	変更	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いている在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。	
	許可		
特別管理産業廃棄物	新規	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程(新規)	申請受付日前5年以内
	許可	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程(更新)	申請受付日前2年以内 <small>(注)</small>
	更新	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程(新規)	許可期限日前5年以内
	許可	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程(更新)	許可期限日前2年以内
	変更	直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いている在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。	
	許可		

(注) 他都道府県又は政令市(保健所を設置する市又は特別区をいう。)において、既に収集運搬業の許可を取得している場合及び個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講しているとき有限る。

⑤ 経営的基礎について

法人の場合 直前3年の各事業年度の経常利益(損失)がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を作成し添付する。

この経営改善計画書は様式がないので、独自に作成してください。

また直前期が債務超過の場合は、中小企業診断士の診断書等の添付が必要です。

個人の場合 資産に関する調書において、負債額が資産額に比べて大きい場合は、借入金の返済計画や今後の経営改善に関する計画書を添付します。これも様式はないので独自に作成する。

また許可の種類で「積替え保管行為を行う」となっている申請者は、併せて中小企業診断士の診断書等を添付する必要があるが、「積替え保管行為を除く」場合は債務超過であっても中小企業診断士の診断書は添付する必要はありません。

⑥ 「産業廃棄物の処理を業とする旨」(目的について)

定款等の事業目的、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていない場合は、定款変更又は変更登記の後に申請させることを原則としていますが、速やかに定款変更又は変更登記をする旨の「誓約書等」を添付させることで受理することも認めています。

ただし、その場合には後日変更後の定款等、変更登記後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出することとなります。

⑦ 車庫について

車庫の配置図を作成する場合は、公図の写しで所在地番を確認し、地目や土地所有者等を確認し、その所有権限・使用権限（賃貸借契約書等）を証する書類を添付しましょう。

地目が農地や車庫証明を取得した場所以外は駐車施設として認めていない県・政令市がありますので、地目が農地又は採草放牧地の場合は、農地転用していることがわかる書類を添付するか変更登記の手続きをすることが望ましい。

また車庫は車両台数分を確保できるかどうかも重要となります。自動車検査証に車両の大きさが記載されていますので、確認してください。

⑧ 補足事項

産業廃棄物（特別管理）収集運搬業許可申請にあたっては、提出先の都道府県及び政令市によって、許可申請の取扱いに多少相違がありますので事前にホームページ等にて処理業許可申請の手引きを確認し対応してください。

⑨ 産業廃棄物処理業許可申請、届出の提出先

産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、収集する場所（積み込み場所）と運搬した場所（荷降ろし場所）を管轄する都道府県知事又はその区域が保健所を設置する市であるときは当該市長の許可を受ける必要があります。

◎産業廃棄物処理法の一部改正について（平成23年4月1日施行予定）

◇産業廃棄物業界の現状と法改正の背景

廃棄物の適正処理の確保と循環型社会の形成のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、累次の改正を重ね排出事業者責任の徹底、産業廃棄物処理業許可、産業廃棄物処理施設設置許可制度の整備、最終処分場対策、有害物及び適正処理困難物への対策、不法投棄及び排出抑制の徹底、再生利用の促進等が進められてきました。業界においては、循環型処理体系への移行の方向に向かっているものの関係法令等の規制強化と消費会社の低迷による市場の縮小と利益の圧迫の継続により処理業者は体力不足から不適正処理リスクが高まっている。

産業廃棄物の不法投棄の状況は、投棄件数、投棄量も減少傾向にあるものの、不法投棄の撲滅には至っておらず、最終処分場の不足と処理費の高騰から過剰保管等の不適正処理が増加している。当然のことですが、経済不況下の中で排出事業者側も廃棄物の適正処理費用の捻出も不足し、廃棄物処理法を遵守しない悪質業者、無許可業者、行政指導を軽視する形で業務を継続する業者への処理委託も減少の傾向にはない。

また廃棄物の広域的処理化に伴い、産業廃棄物処理施設に対し地域コミュニティが破壊されるという点から、適正な施設であっても設置が困難、または施設手続きの長期化を招いています。処理施設の集中と流入規制による廃棄物量の制約は、無許可業者等の不適正処理ルートへの移行に結びついており、適正処理業者の市場での優位性の確保及び必要性と処理体制・排出事業者責任の空洞化への対策も講じられました。

今回の法改正は、このような背景を踏まえて全体的には法律の強化、徹底、確保と廃棄に伴う環境への負荷を最小にする循環社会への転換を進める目的から改正するもので、昨今の経済状況のなか業界にとっては厳しい方向にあります。

廃棄物の循環型処理構造へ移行する法改正が進む中で、産業廃棄物処理業者の多くは「昔と比べて事業が難しくなった。」「処理単価の値崩れにより利益がでな

い。」「5年先は生き残れない」等の感覚をもたらしているのは現実的な話であります。産業廃棄物業界としては、すべての面で成熟期の後半を迎えており、ライフサイクルに生成期、成長期、成熟期、衰退期のステージがあるように、現在のステージを生き抜くには過去の余韻から脱して、法改正の背景にある主旨を理解しコンプライアンスの流れ再認識と、構造の転換に先行して変化する体質が必要な時代に入っております。

◇産業廃棄物収集運搬業許可の合理化

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（平成23年4月1日施行予定：所要の経過措置を設ける予定）として、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（法第24条の2及び現行令第27条関係）があります。この合理化の背景は許可権限を有する地方公共団体の細分化（地方分権化）に伴い、申請者側の許可手続きに係る負担増と申請等に要する書類の増加、広域的収集運搬が進む中で許可手続きの合理化への業界からの強い要望を受けて簡素化されます。現在47都道府県、62政令市等があり、政令市は増加の傾向にあります。

今回の改正により産業廃棄物収集運搬業許可に関する事務は、産業廃棄物を一つの政令市を越えて収集運搬を行う場合には、その政令市を管轄する都道府県知事が行うこととなります。ただし、産業廃棄物収集運搬業に伴い積替え又は保管行為を行う場合にあたっては従前とおり、管轄する政令市の許可が必要になります。平成22年7月31日現在の静岡市における産業廃棄物収集運搬業（積替え及び保管行為を含む）許可業者は下表のとおりですが、法改正後は静岡市内業者のうち市内のみの収集運搬業をする業者と、積替え及び保管行為を行う収集運搬業者だけが残るとなると、10%程度に減少し、多くても90程度の収集運搬業者と推定されます。

区分	総数	静岡県内業者		県外業者
		静岡市内	静岡市外	
産業廃棄物	4,211	855	2,341	1,015
特別管理産業廃棄物	293	49	82	162
計	4,504	904	2,423	1,177

(平成22年7月31日現在)

例えば静岡県においては県下で収集運搬の許可を業とする場合、静岡県知事、静岡市、浜松市の許可が必要となりますが、改正後は静岡県知事の許可（積替え及び保管行為を除く）だけで静岡県全域を収集運搬できることになります。申請者にとっては負担が減り、経費削減で歓迎される訳ですが、申請業務を取扱う行政書士業界にとっては申請件数が減ることは言うまでもありません。

当然のことですが、権限を喪失する政令市側にとつては申請手数料の財源確保ができない上、焼却炉、埋立地等の産業廃棄物処理施設の定期検査等の法改正による種々の負担増等で、静岡県との行政間の調整も必要になります。

法律の改正は時代の変化として受け止めざるを得ないと考えられますが、収集運搬業許可の簡素化には静岡市、浜松市との調整が必要ですが、11月末現在これらの詳細は不明であります。合理化するにあたっても許可品目、有効年月日等の調整、他県との調整、事務取扱要綱の改正等も当然必要であり、平成23年4月1日からのスタートは現状では困難と考えられます。取扱いをする行政書士会員においては定期的に環境省及び静岡県リサイクル室のホームページを確認する等の対応をお願いいたします。

なお、「改正廃棄物処理法の説明会」が社団法人全国産業廃棄物連合会 中部地域協議会主催で平成23年1月31日に愛知県産業労働センターで開催されますが、社団法人静岡県産業廃棄物協会でも同様の講習会平成23年2月中旬に計画しております。詳細については決まり次第、静岡県行政書士会ホームページにて掲載する予定でありますので、会員の方は可能な限り参加していただければと思います。

講義内容（予定）

- (1) 改正廃棄物処理法について 約3時間
- (2) 産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の改正（案）について 約1時間

参加費用 無料、開催日時 平成23年2月中旬、会場 未定

講師 環境省廃棄物リサイクル対策部

講師 静岡県県民部環境局廃棄物リサイクル室

参考資料①

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の概要

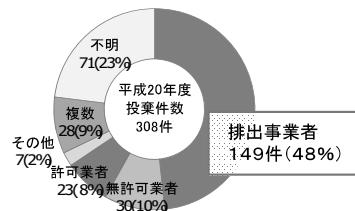
法改正の必要性

平成22年5月 環境省

I. 廃棄物の適正な処理を巡る課題

①不法投棄等の不適正処理は依然として多数発覚、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底等が必要

■不法投棄の実行者

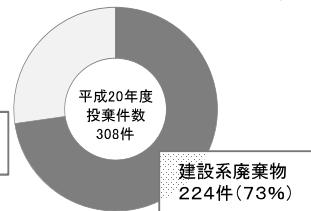


投棄量(平成20年度: 202,730トン)に占める排出事業者(97,894トン)の割合は48%

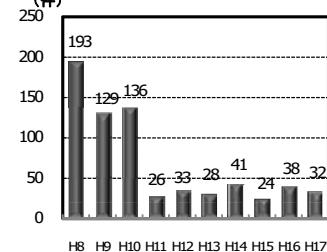


■排出事業者による不法投棄

■不法投棄された廃棄物の種類



投棄量(平成20年度: 202,730トン)に占める建設系廃棄物(177,384トン)の割合は87%

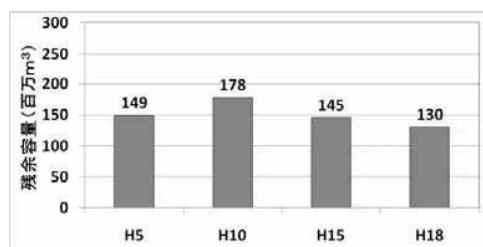


②廃棄物処理施設(最終処分場等)による環境汚染への住民不安に配慮し、維持管理対策の強化が必要

■最終処分場の残余容量

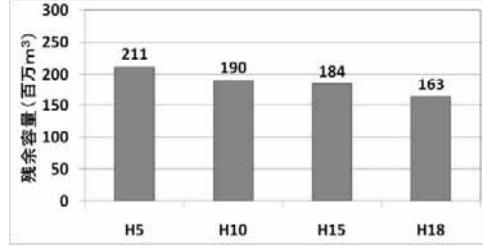
●一般廃棄物

残余年数(H18)
→ 15.6年分
(首都圏は17.0年分)



●産業廃棄物

残余年数(H18)
→ 7.5年分
(首都圏は4.4年分)

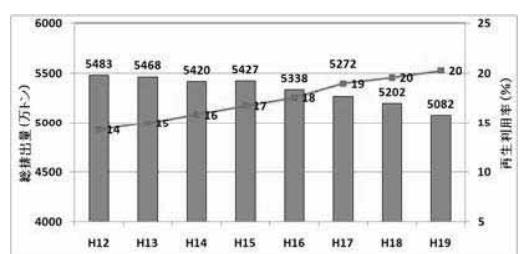


③優良な廃棄物処理業者の育成

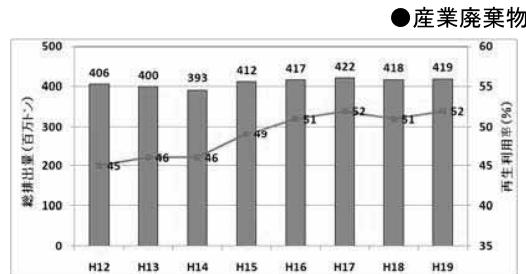
II. 廃棄物の適正な循環的利用の促進を巡る課題

①再生利用は進んでいるが、産業廃棄物の排出抑制が不十分

■総排出量・再生利用率



●一般廃棄物



●産業廃棄物

②廃棄物の循環的利用の確保が必要

■国外廃棄物の輸入事例

●海外工場で廃棄され、途上国では適正処理が困難な螢光管、パックライト、廃乾電池を輸入し、国内において水銀等の資源を回収する。

●自社製品の解体部品のうち、途上国で適正処理が困難な使用済み感光体ドラム等を輸入し、国内において資源回収する。

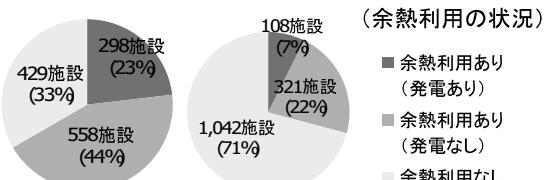


■国外での不適正な廃棄物処理事例(ベトナム)

→被覆銅線の野焼き(銅線回収)

③廃棄物の焼却時の熱利用が進んでいない

■熱回収の状況(平成19年度)



(余熱利用の状況)

一般廃棄物焼却施設
(市町村、一部事務組合が設置した1,285の焼却施設)産業廃棄物焼却炉
(調査に対する回答のあった1,471炉)

参考資料②

法律の概要

1. 廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保するための対策の強化

- ①産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- ②建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
※建設業では元請業者、下請業者、孫請業者等が存在し事業形態が多層化・複雑化しており、個々の廃棄物について誰が処理責任を有するかが不明確。
- ③不適正に処理された廃棄物を発見したときの土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ④従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される量刑を3億円以下の罰金に引き上げ。
※現行法では、1億円以下の罰金。

2. 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- ①廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- ②設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付ける等の措置を講ずる。

3. 廃棄物処理業の優良化の推進等

- ①優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
※現行法では、産業廃棄物処理業の許可の期間は一律に5年。
- ②廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

4. 排出抑制の徹底

- 多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設。
※現行法では、作成・提出を義務付ける規定はあるが、これを担保する規定はない。

5. 適正な循環的利用の確保

- 廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。
※現行法では、輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めている。

6. 焼却時の熱利用の促進

- 廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。

【施行期日】公布の日から1年以内で政令で定める日から施行する。

平成22年度

行政書士制度広報月間実施報告

I. 電話無料相談

日時 場所等	日 時	場 所	回答スタッフ (延べ人数)
	10月1日(金) ～10月2日(土)	静岡県行政書士会館	10名
告知実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ラジオスポット広告（有料及び無料） テレビ番組、ラジオ番組に副会長が出演して広報 ホームページに掲載 19支部が行う無料相談については自治体の広報誌で広報 		
実施概要			

II. 対面無料相談

実施概要	日 時	内 容 / 場 所
	10月1日(金) ～10月31日(日)	19支部が公的施設に相談場所を設置。 43カ所で無料相談を実施した。

III. 広報月間中に行った無料相談における項目別相談件数

項目 相談件数	権利義務・事実証明								許認可関係							
	遺言 ・ 相続	各種 契約	定款 ・ 会計 内記 帳等 明	不動 産 関 係	戸籍 関 係	知的 財 産	その 他	合 計	建設 ・ 風 當	法人 設 立	土地 開 発	農地 転 用	自動車 関 係	入管 関 係	その 他	合 計
電話相談	8	2		1				6	17		1		1		3	5
対面相談	38	11		17				10	76	3	2		8	1	3	5

その他の相談の事例：その他には、成年後見制度1件、事業承継1件、交通事故行為認定申請2件が含まれる。

IV. 広報月間中に行ったPR活動（無料相談も含む）

無料相談 ・ グッズ 関係	会場設置数または配布数		本会 事務所	支部 事務所	公的 施設	駅 店頭	会員 事務所	その他
	イベント、グッズ	電話無料相談会場数						
	自治体広報誌		1				1,516	
	ポスター配布枚数				43			
	チラシ配布枚数				207		1,516	
	その他のPRグッズ配布数				1,625			
媒体活用 関係	媒 体		件数	活用した新聞、テレビ、ラジオ及び配布物の具体例				
	新 聞		自治体広報誌					
	テ レ ビ	広 告						
		報 道						
	ラ ジ オ	広 告	10	SBS静岡放送テレビスポットCM				
		報 道	1	SBS静岡放送の番組に副会長が出席して広報				
	配 布 物	広 告	132	SBS静岡放送ラジオスポットCM				
		報 道	1	SBS静岡放送の番組に副会長が出演して広報				
	（種類・数）、その他		1.	業務案内を刷り込んだレポート用紙を作成、配布した				

開業奮闘記

静岡支部 中山 岳夫

パラダイムシフトの射程

早いもので、平成19年に登録・入会して3年が経過しました。当初の思惑とは違い、士業を取り巻く環境は厳しいのが現実でした。

私は、登録入会前の20年間、法律事務所で事務職員として稼働し、法律実務の世界に足を突っ込んでいた所謂“司法試験崩れ”で、行政書士業務を巡る状況については、全くの無知でした。どうやって依頼を誘引すればよいか、どうすれば一般の人々に行政書士としての自らの存在を認知してもらえるのか、ただただ暗闇の中で右往左往するばかりでした。静岡で生まれ育ちましたが、小学校途中から高校卒業まで神奈川県に在住し、大阪の大学を卒業した私には、両親の親族や極く僅かな自身の知人しかおらず、決して有利な状況に無かったと思います。

それでも幸いなことに、開業4カ月程で、最初の依頼が舞い込んできました。協議離婚の合意書作成、しかも公正証書にしたい旨。依頼者からのヒアリングの結果、中々難しい案件でしたが、作成した原案はすんなり公証人の了解をもらい、スムースに処理することが出来ました。それまでは最終的に弁護士のチェックを経て事務を処理するため、自らが責任を負う立場になかった自分が、今は依頼者に対して全面的に責任を負う立場になり、不安と緊張の毎日でしたが、この時ほど、しっかり勉強しておいてよかったと心底安堵したことは無かったです。親族法は、学生時代最も興味のない分野でしたが、勤務していた法律事務所は家庭裁判所管轄事件が多く、嫌でも勉強しなければならなかつた環境に、今では感謝しています。このような環境に身を置かなければ、人事訴訟法、非訟事件手続法、家事審判法等を勉強することは無かったと思います。

しかし、経済的には未だどうにもならない状況が続いている時に、本会から総務省の年金記録確認静岡地

方第三者委員会での調査員の誘いを受け、軽い気持ちで引き受けたことにしたのです。当初1年間のつもりが約2年に亘り調査員として勤務し、その間、行政実務や行政機関の思考パターンを大いに吸収することができ、大変有意義な時間だったと評価しています。月曜日から金曜日まで第三者委員会に勤務し、土日や夜遅い時間に依頼者からの相談を受けることは、精神的にも身体的にも大変でしたが、それを大きく上回る収穫があったと今でも思っています。

法律実務の経験が無い若い会員の皆さんには、何かこのような機会があれば、是非参加してみることをお勧めする次第です。行政書士としての経験を積むことが何より大切ですが、一般的な法律実務を経験することで、得るものは絶大だと思料する次第です。

法律専門職は、条文を読み、基本書で勉強するだけでは、何の役にも立ちません。殊に民事法務の分野では、依頼者の話を予断と偏見無く聞き、複雑な事実関係から問題の所在を把握し、法的論点の抽出、それに応じた立論をすることは、極めて難しいことです。そして依頼者が話したいと思っていることを全て聞いてあげ、抱いている不安を取り除き、法に抵触しない範囲で法的情報を提供することも非常に重要な責務と言えると思います。それには、一つでも多くの実務経験を積むことだと思われます。演繹から帰納へ、帰納から演繹へという2つの論理的且つ実践的思考を通じて、より法的認識が純化すると確信しています。

これからの時代、行政書士が進むべき道を見極めることは難しいことです。許認可事務の簡素化、インターネットによる専門知識の共有化等、包囲網が狭められていることは事実だと思われます。このような状況を開拓することは非常に困難なことだと思料します。

未だ霧の中でもがいていて、野垂れ死にするかも知れません。しかし、自らの活路を民事法務に求めざるを得ず、且つそれが可能だと信じて、日々研鑽に努めたいと思う次第です。

投稿

蓬萊橋だけが知っている

(静岡支部 佐藤 吉男)

(一) 蓬萊橋の向こうで

昭和二十九年三月十日。蓬萊橋の向こうで、現在も未解決の一つの事件が起きた。世の人は、これを「島田事件」と呼ぶ。殺された少女の名はH子ちゃん。

当日、島田市内の快林寺の中央幼稚園でお遊戯会が開かれていて、午後は園児達が帰宅したはずだったが、八百屋さんの六つになる少女だけが、ただ一人いつまでたっても帰って来なかった。それがH子ちゃんだった。いつも仲良しのM少年によれば、若い男の人が来て、H子ちゃんはお菓子を買ってもらい、その男の人と一緒に付いて行ったという。その晩はもちろん、十一日、十二日と、消防団、隣組、幼稚園の関係者が八方手を尽くして探したが、H子ちゃんは見つかなかっただ。

必死の捜索にもかかわらず、十三日の朝九時になって、初倉村・坂本の雑木林の中で、H子ちゃんの惨殺された遺体が発見された。警察では捜査本部を設けて、犯人を捜した。目撃者の聞き込み捜査をすると、まず中野のおばあちゃんが、若い男の人がH子ちゃんを連れ歩いているのを見たという。警察の取調べで、「H子ちゃんを連れていた男は、痩せ型、面長で、頭の毛は長く、油をつけていて、サラリーマン風だった」と述べた。

蓬萊橋の橋番をしていたSさんは、若い男が女の子を背負ってやって來たので、「橋銭を置いていけ！」

と言うと、「橋の向こうにいる親父にもらって後から持つて来る」と言って立ち去った、と述べた。ただこのSさんの証言は、「若い男は労働者風」と言っているので、サラリーマン風だったという他の目撃者の見解と食い違っている。

また松野のおばさんは、少女と若い男が、大井川の中を斜めに横断して土手へ登り蓮葉橋の方へ行くのを、約百メートル離れた地点から見ていた。そして、警察官に対して、

「服装は、茶色のジャンパーを着て、国防色のズボンをはいていた」

と答えた。

その後も複数の目撃者が現れ、犯人は、若い男で、頭をわけ、身なりはこざっぱりしていたということで一致した。

そこで警察は、婦女暴行の前歴がある被疑者を、約三百人引っ張って来て調べた。だが、結局犯人は見つからなかった。誘拐の途上で多くの目撃者がいたにもかかわらず、現場には犯人につながる遺留品がなく、捜査は、最初から難航したのである。

(二) 別件逮捕

そういうしているうちに、警察もあせってきたのか、五月二十五日、岐阜県で不審尋問をうけた男を別件逮捕した。その男の名は、Aさんだった。そして、五月二十八日になって、Aさんは、

「あまり泣いて困ったので、石で叩いて殺した」と自供した。警察の調書によると、事件前後のAさんの足取りは、次のようになっていた。

三月三日、兄から三百円をもらって、静岡へ行った。それから由比へ寄って、岩淵で汽車から降り、その晩は農家の小屋へ泊まった。

四日、鈴川へ行き、神社へ泊まった。

五日、東田子の浦から汽車で草薙まで来て用宗まで歩き、用宗駅からまた汽車で島田へ帰り、自宅へ泊まった。

六日、用宗へ行き、神社に泊まった。

七日、用宗から静岡、草薙、清水を経て、袖師の農作業小屋に泊まった。

八日、袖師から由比の西倉沢まで行き、道端に干してあったゴムの半長靴を盗んで、自分のズックと履き替え、その晩は興津の蜜柑畑へ寝た。警察はこの時盗んだゴムの半長靴の足跡が、事件現場近くの大井川原の砂地にあった足跡と同じとした。

九日、島田へ戻って、太長村伊太の薬師庵へ泊まった。

十日、大津村の農家の小屋へ泊まった。

十一日、掛川・日坂の八幡神社へ泊まった。

十二日、島田へ戻って、大津村の農家の小屋へ泊まっ

た。

十三日、六合村の神社へ泊まった。

それからも方々を歩き、三月二十日、掛川署へ行って仕事の斡旋をして欲しい、と申し出た。

(三) 無罪の主張

ところが、Aさんはその後、

「三月十日の晩は横浜、十一日は戸塚、十二日は大磯にいた」と調書の供述を変えて、

「わたしはやっていない。いくら本当のことを言っても、警察で取り上げてもらえなかった」

と、無罪を主張したのだ。警察の調書にあるように、三月三日から家を出て放浪したものの、五日、東田子の浦から西へ向かわず、熱海にて小田原へ行き、七日、上野へ着いて、映画を見たと言う。

九日、神田駅の常磐公園で寝た。

十日、西へ戻り、横浜・保土ヶ谷の外川神社へ泊まつた。保土ヶ谷駅を過ぎて、山を背負った櫻のそびえる境内に祠が二つあって、その神社は、賽の目の格子戸がついたお宮さんだったという。

十一日、戸塚で過ごし、十二日、ルンペンのOさんと一緒にになり、大磯のお稲荷さんで寝た。寒いので焚き火をすると、その火がお稲荷さんの提灯に燃え移ってしまい、消防署に叱られ、突き出された警察で調書をとられ、署内に一泊した。翌十七日、お咎めを受けることなく釈放され、箱根から三島へ降りて、由比の葬式中の家で握り飯をもらった。この晩、清水でルンペンのOさんとはぐれてしまい、島田の家へ寄ってみたが誰もいないので、兄へ置手紙を書いて、また家を出た。二十日、掛川署で就職の斡旋をしてもらった。でも、飯場の仕事が合わず、名古屋から岐阜へ行ったところで逮捕されてしまった。つまり、十日、東田子の浦から東へ向かったと主張した。西へ向かったというのは、捜査官のおどしに負けたからだと言うのだ。

(四) 不在証明

そこで、Aさんが無実を主張するには、十日前後は東京にいたという不在証明が必要になった。事件当時、東京にいて島田にはいなかったという、アリバイになる事実があるか否かが、Aさんに問いただされた。

実は調べてみると、Aさんには、そのアリバイとなる事実があったのである。大磯の警察に問い合わせたところ、三月十二日の夜、AさんとルンペンのOさんは、大磯署に泊まって、調書を取られていた。さらにその日以前に遡ると、Aさんは、東京の上野にいて、

映画館で高橋貞二・主演の「濡れ髪の権八」という映画を見ていた。そのことを映画館の支配人に三月上旬の日程表から探してもらった。すると、日程表に書かれていた映画の名は、まさに「濡れが髪の権八」。また上野で行われていた工事現場の進捗状況も、Aさんの供述と一致していた。すなわち、Aさんは、三日から十五日まで、上野付近にいたことが証明された。常識的に考えれば、Aさんの不在証明は、第一審の段階ですでに立派に成立していたのである。

調書に書かれているように、Aさんが由比でゴムの半長靴を盗んだことは事実である。半長靴は、赤石さんの息子（小学校六年生）の物だった。警察は、この靴の足跡が大井川原の砂地に付いていたと主張した。だから、Aさんが犯人だと言った。しかし、川原の砂地にあった足跡は、二十六・五センチ。文数でいうと、十一文。ところが、Aさんが盗んではいていた半長靴のサイズは二十四センチ。文数で言うと、十文である。十一文と十文の間には、十文三分、十文半、十文七分のサイズの種類がある。赤石さんは、息子に大き目の靴を与えたのだろうか。ここに警察が川原の砂地の足跡を、Aさんの半長靴の跡だと決め付ける無理があるので。

それにAさんは、目撃者達が言っているような身奇麗な姿ではなかった。ルンペン姿で放浪していたのだ。またAさんは地元の人間であるから、目撃者の誰もがAさんの顔を知っていたはずである。それにも拘わらず、Aさんは目撲者の誰からも声をかけられなかった。とりもなおさず、Aさんは事件現場にはいなかったからである。犯人はAさんではなかったのだ。それにもかかわらず、Aさんは、なぜ犯人に仕立て上げられたのか？次にその謎に追ってみよう。

(五) 橋番の証言

Aさんを弁護してくれてもいいはずの、蓬莱橋の橋番の証言もおかしかった。犯人がAさんだとすると、橋番のSさんは顔を知っていて、孫と同じ年のAさんに声をかけたはずである。それなのに三月十日、午後一時ごろ、少女を負ぶって橋を渡って行った若い男に、

「おいおい、橋銭を置いて行け」

と言っただけで、そのまま見過ごしているのだ。

SさんとAさんの家は、歩いて五、六分しか離れていない。両家ともに蓬莱橋から北に一直線に伸びる道路に沿っている。Sさんの家は、蓬莱橋の袂にあり、Aさんの家は本通りの入り口にあった。それほどの近所同士なら、長年住んでいてまったく見ず知らずとは

考えられない。都会ならばともかく、島田はまだ人情の厚い土地柄なのだから。それにもかかわらず、SさんはAさんを知らないと証言した。だから、逮捕されたAさんを、当日、蓬莱橋を伏目がちに少女を負ぶって渡って行った若い男と結びつけたのだ。Sさんが故意に真実を語っていないとすれば、犯人をAさんだと決めつけてしまってあとに引けなくなった捜査官が、Sさんに対して、犯人はAさんだと誘導した作為が感じられるのである。

しかもSさんはAさんを見て、弁護人に、「幼な顔の面影が残っていますね」と言ったという。これは、Sさんは幼いころからよく知っていた、という発言である。そう、SさんはAさんのことを、幼いころからよく知っていたのだ。Sさんは、何のためにAさんを知らないと言ったのか。

捜査官の恣意がないとすれば、H子ちゃんを連れて行った犯人を見過ごしてしまった後悔だろうか、H子ちゃんのご両親にすまないと思ったのか、そのために犯人をAさんだと思い込んでしまったとしか考えられない。というより、警察に逮捕された人間をさげすんでみると、この時代の人間にありがちな風潮に、無意識に真実を隠蔽してしまったのかもしれない。しかし、これは不可解と言うよりも、至って信憑性のない証言だった。この証言により、警察が真犯人を取り逃がしてしまっただけでなく、Aさんを冤罪に仕立てた一助となつたからである。またH子ちゃんと友達だったM少年の証言も奇異だった。警察に捕らえられていたAさんを見て、

「あっ、あの人だ！」

と言ったというのである。これを聞いたM少年の母親が間接的に証言している。子供に罪はないが、母親が子供の言動をそのまま受け取ってしまった可能性が高い。

(六)冤罪事件

やはり冤罪か！と思われるのに、昭和三十三年(1958)四月一日、検察側は、Aさんに死刑を求刑した。

「犯人は私ではありません」

という、Aさんの陳述を無視して結審してしまった。そして、結審から一ヵ月後の五月二十三日、静岡地裁は、Aさんにいまわしい死刑判決を言い渡すことになる。

その後、昭和三十五年(1960)二月十七日、東京高裁で控訴審判決がなされ、同年十二月十五日、最高裁

の上告審判決を経て、Aさんの死刑が確定してしまった。

このまま行くと、Aさんは、無実のまま死刑になってしまうのだ。

弁護側がAさんを救い出すには、死刑判決が誤りだという新事実を突きつけて、裁判のやり直しを求めるしか方法がなくなってしまった。それでは、その新事実とは何か！

真犯人を逮捕できれば、これに勝る事実はない。しかし、真犯人を見つけることは容易ではない。

そこで弁護側がまず着目したのは、H子ちゃんの死体付近にあったという石である。川原に石があるのは、当たり前。この石を果たして犯人が凶器として使ったか？ということが問題なのであった。ところが、犯人しか知りえない事実を、捜査官がすでに知っていたという奇妙なことに行き当たった。新聞記者が島田署の刑事部屋へ入って行くと、机の上に石が置いてあるので、

「遺体の横にあった石ですか」

と聞くと、

「そうだ、この石が凶器だ」

と答えたと言う。しかし、それはおかしい。裁判上の自白によって始めて凶器は石であることがわかったはずである。しかも、それは犯人しか知りえないことであった。「自白に基づき現場を捜査したところ、凶器たる石が発見された」という実況見分は、捜査側のトリックで、極論すれば、証拠を模造した可能性があったのだ。すなわち、実況見分に先立ち、すでに押収済みの石を現場へ運び、あたかも始めて発見されたかのように偽装したと、考へざるをえない。もちろん、それはあってはならないことである。しかし、冤罪事件で誤った裁判がなされるには、こうした捜査当局のトリックを裁判官が見抜けなかったことから生じていることが多い。最初に犯人を仕組んでしまうと、あとは無罪の人間を強引に有罪にするための辻褄あわせをするだけである。捜査官もあとへ引けなくなるのだ。冤罪事件は捜査機関が体面を保つために、引くに引けなくなつて無罪の人間を犠牲にするものである。げに権力というものは恐ろしいものだ。

かつて、拷問による被疑者の死を見抜いた正木ひろし弁護士は言った。冤罪事件は、「司法のあやまち」であり、また冤罪による死刑の執行は、「司法による殺人」である、と。

(七) 再審請求

昭和三十六年（1960）、第一次の再審請求がなされた。

当時、再審の請求はむずかしくて「開かずの扉」といわれていたほどである。再審は「無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したとき」請求できる。従って、Aさんと一緒に放浪していたルンペンのOさんが、新たな証拠となる証人だった。しかし、ルンペンのOさんは、その後捜索の結果、行方不明のままだった。そのために再審請求は却下された。

続いて、昭和三十九年（1964）、第二次の再審請求がなされた。

弁護側は、犯人がはいていた長靴とAさんがはいていた長靴は、メーカーが異なること、凶器とされた石は警察の摸造であることを主張した。しかし、これも却下された。

さらに第三次の再審請求がなされたが、これも却下された。

そこで、弁護側は有罪の根拠となっている凶器の石について、再鑑定を促すことにした。有罪を覆すには、H子ちゃんの石による傷は、死後つけられたものと科学的に立証することが必要だった。再鑑定によれば、石の傷は死後つけられたものだった。これによって、昭和四十四年（1969）、第四次の再審請求がなされた。しかし、静岡地裁はそれでも自白の信用性は残るとして、却下したのである。

これによってAさんは法務大臣の決定があれば、いつ死刑を執行されてもいい、不安定な地位に立たれてしまった。

死刑執行の呼び出しは、月曜日から金曜日までの午前九時に行われる。独房にいるすべての死刑囚は、その時間帯のコツコツという看守の足音におびえた。自分の独房の前で足音が止まり、ガチャリと鍵をあける音が響くと、

「とうとう来るべきときが来た！」

という緊迫感に苛まれるからだ。そして、足音が自分の独房から通り過ぎてしまうと、ほっとして全身から力が抜けてしまうのである。Aさんも、そんな緊迫感の日々に、絶食を繰り返していた。たとえ再審請求中であっても、死刑囚であることには変わりがなく、いつ法務大臣の判一つで運命を決せられるか、それは神のみぞ知るところであった。

(八) 無罪確定

なかなか認められない再審の請求であった。そこで、弁護側は、地元の国会議員の紹介で、法務大臣がかわるたびに、Aさんの死刑の執行をしないようにという、政治的な手段に訴えた。また、再審請求の厳しい要件を緩和するようにと、国会議員の元へ奔走したのである。

こうしたことが効を奏したのか、昭和五十二年（1977）、第四次再審請求の却下を不服とした即時抗告が、六年後になってようやく認められた。そして、昭和五十八年（1983）の東京高裁の決定が転機となって、平成元年（1989）一月三十日、静岡地裁はついにAさんに無罪判決を言い渡したのだ。二月十一日、検察側が抗告を断念したことによって、Aさんは、逮捕から三十年目にして、ようやく無罪を勝ち得たのである。思えば、時代はもう昭和から平成に変わっていた。

果たして真実は如何に？真犯人の若い男というのはどこへいってしまったのか？捜査官がAさんを冤罪に仕立て上げてしまったために、真犯人は時効を勝ち得て、蓬萊橋の向こうで、のほほんと暮らしているのかもしれない。それとも通りすがりの犯行だったとすれば、犯人はもうどこか遠くで安眠枕を抱いて寝ているのかもしれない。冤罪は真実を追究するための壁になってしまうのだ。今でも浮かばれないのは、H子ちゃんと御両親。犯罪被害者だけがまたしても取り残され、蓬萊橋だけが犯人を知っていた。

最近、島田事件を元に「不在証明」を書かれた佐藤一さんが亡くなった。ご自身も「松川事件」の一、二審で死刑判決を受け、最高裁で逆転無罪を勝ち取ったので、ご自身の経験から、Aさんの無罪を誰よりも信じていた。

また、いよいよはじまった裁判員制度でも、事実を誤認した裁判員によって、冤罪が成立してしまう可能性がある。捜査当局の脅しによって、ありもしないことを「ある」と言うことが、現に島田事件の証言にみられた。特に、共犯として究極に追い込まれた者は、自分の罪を他人になすりつけてしまう弱さをもっている。また、マスコミの報道攻勢が、犯人をつくりあげてしまうこともある。被疑者を犯人と言うためには、細心の検証が必要である。そして何よりも、人間が人間を裁くことが土台無理なことを、誰もが追って知るべきである。

完

投稿

下手な趣味

(富士宮支部 保坂昭秀)

下手な趣味を行政書士会員の諸賢に披露する目的ではないが、成人学校で学んだハーモニカ・キーボードをお供にオリジナルな〔綾小路きみまろの物真似〕毒演説を機会ある度、披露し参加者の失笑をかっている。本人のネタはテレビ等で皆様耳にしているから、オリジナル・ネタは自分で探さなくてはならない苦労があり、いつもポッケにメモ帳…。

老人ホームでは物真似は全く駄目、高齢老人は理解が難しいらしく爆笑なく、ポカンと口を開いているのみ、ゲタゲタ笑うのは介護職員や家族、自己の数年後を見る様な雰囲気。ハーモニカやキーボードに小学校唱歌の方が大受け。たまのクラス会で披露しても級友同志オシャベリに熱中し耳を傾けてくれない寂しさは、もう二度とやるまい決心、最も聞かされる側からみれば無言の抗議かもしれない。

ある時、会合で主催者から漫談依頼があった。早速、文部科学省推薦?の成人向けオリジナル漫談を披露、後で知人の女性から「貴方は真面目そうな顔をしながら、あんな品のない話するなんてビックリ」。

自説、人生わずか八十年、笑いのない人生なんて砂漠の様なもの、だから機会ある度に押売り出演している。もっとも最近の民放テレビ番組、どのチャンネルを押しても芸人の笑い番組。教養番組はスポンサーがつきにくい?報道特集やバンキシャの様なニュース番組のほうが見応えあるが……。

若い頃、趣味に熱狂的な上司から、再三マージャン入門を勧誘されたが、短気で勝負事は自分の性格に合わなかったから、碁、将棋、マージャン等覚える気がなく、顔色を伺いつつ丁重にもっともらしい理由の言い訳で難を逃れた経験がある。

子供も所帯をもち、住宅ローンも完済、ようやく趣味の世界へ足をふみいれる年齢となった。知人Sさん、J R定年後、陶芸にのめりこみ、奥多摩に友人二人と共同出資、山荘建築し月の数日は泊り込みで陶芸に熱中、山荘も六ヶ月かけて手作り。奥さん曰く「連日ボンヤリ家に居られると粗大ゴミ、その点では楽な亭主です。もう歳でよからぬ遊びもしないでしょうし、小遣いの範囲内でやって居る様です」。

カルチャーの指導者で教師時代は音楽専門、定年後、音楽教室で趣味をかね後輩を指導している人を知っている。ある時、仕事で某氏宅訪問、縁側でいろいろな種類の石を並べ一生懸命磨いている。

「石を何に使うんですか?」

「××××××」

ジロリと視線をむけるも、明らかに不機嫌。つまらぬ質問をしたと思ったが後の祭り。

後日、友人曰く「全国の珍しい石を集め水石といって磨き展示するのが趣味、貴方も外交セールスには事前調査をして訪問しないと成約率は低いよ」。

川柳



平成廿二年十一月十九日 山本順平

お疲れを承知で受けける孫の世話

終点が見えぬ余生を生きかす趣味

やりくりの会社を食べる偽装の輪

父だけがリズムに乗れぬマスゲーム

欲張った花はキャンバスをはみ出す

愛想良い顔で話すが名が出ない

補聴器をはずして朗報聞き直す

かなちゃんが目当て実験好きになり



「行列ができる行政相談所」

第25回

所長 役 所 行 蔵



都市計画法に定められる用途地域の『近隣商業地域』で風俗営業の許可を取得できるか？



風俗営業の申請を取り扱う行政書士が一度は問われる質問ではないでしょうか。

一概に風俗営業といってもいろんな種類があり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、風営法）第二条においては、1号から8号までが分類されております。

それらを簡単に説明すると、

- ・ 1号『キャバレー等（店員が客とダンスをし、飲食の接待をする）』
- ・ 2号『待合、料理店、カフェ等（店員が客に飲食の接待をする）』
- ・ 3号『ナイトクラブ等（客にダンスをさせ飲食させるが、接待なし）』
- ・ 4号『ダンスホール、ディスコ等（客にダンスをさせる、接待なし）』
- ・ 5号『喫茶店、バー（照度10ルクス以下）』
- ・ 6号『喫茶店、バー（内部の見通しが悪く客室面積 5 m²以下）』
- ・ 7号『麻雀店、パチンコ店等』
- ・ 8号『ゲームセンター等』

となります。その他に、雑誌等で『風俗』として取り扱われるものの多くは、『性風俗特殊営業』といって、異性の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（ソープ、デリヘル、ピンサロ）や専ら異性を同伴する客の宿泊、休憩の用に供する施設（ラブホテル）等があり、上記1号から8号の風俗営業とは区別されます。

このうち、風俗営業1号から8号は都市計画法及び建築基準法により用途地域で店舗を構えられる場所とそうでない場所に分けられます。本題の『近隣商業地

域』について説明すると、用途制限されるものには、前述1号のキャバレー等、2号の待合、料理店、カフェ等、3号のナイトクラブ等、4号のダンスホール等が制限の対象となり建築及び用途変更はできません。7、8号の麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター及び射的場等は近隣商業地域において規制の対象外となり、建築、用途変更は可能です。

ところが、宅建の参考書などでわかりやすく解説するために上記分類を簡略化し、風俗営業施設としてまとめて記述しているものもあるせいか、近隣商業地域でもすべての風俗営業ができるとの間違った認識をしている人もおられるようです。又、理由はわかりませんが、実際に近隣商業地域に存在する店舗において2号『待合、料理店、カフェ等』の風俗営業許可申請がおりた事案もいくつかあるようです。

前述の営業形態の中で行政書士が依頼を受ける頻度が一番高いといえるのは2号営業に分類される、俗称『キャバクラ』ですが、我々行政書士が、近隣商業地域においてキャバクラができるか否かを問われた場合には、「できません」とお答えするのが本筋といえるでしょう。

その他、『性風俗特殊営業』の場合においては、店舗型と無店舗型に大きく分けられ、店舗を構える『店舗型性風俗営業』における制限は風俗営業1号から8号の用途制限よりも、より厳しく規制されており、県内のほぼ全域において新規による届出は受理されない事となっており、一概に用途地域だけで判断することはできません。

（静岡県行政書士会 風俗保健委員会）



LLP（有限責任事業組合）について、その概要と活用事例、活用するためのポイントについて知りたいのですが。



平成17年8月に「有限責任事業組合に関する法律」が施行されたことによる新しい事業形態で、ひとことでいえば共同で営利を目的とする事業を営むための事業体です。

「LLP」は、Limited（有限）Liability（責任）Partnership（組合）の頭文字のことからも出資者は出資額を超えて事業上の債務弁済をする責任を負わなくともよく、また出資額の多寡によらず、利益配分や権限などが自由に決められるという特徴があります。これらの特徴からLLC（合同会社）とよく似ていますが、LLCは法人格を有するのに対し、LLPは法人格をもたないためLLPで契約をすることができません。（但し、組合員の肩書き付き名義で契約をすることは可能です。）そのためLLPは活動した中で利益がでてもLLPそのものには一切課税されず、その利益を各組合員に配分し出資に課税する仕組み（構成員課税）を有するのが特徴です。またLLCの場合、出資のみを行い業務執行をしないことも可能であるのに対し、LLPは出資をすることはもちろん、組合員全員が業務執行をしなければならない点が大きな違いです。

経済産業省発表の資料によりますと平成21年12月末現在、全国で4,000件を超える組合が登記されていますが、そのうちの半数近くが首都圏で設立されており静岡県では2%に満たない66件の設立状況です。組合員の組み合わせは、「個人と個人」の連携が約70%を占め、組合員数は「2～5名」で約80%を占めています。業種別では「サービス業」が約50%で、次いで多いのが「卸・小売、飲食業」です。

以上のことから考えますと、LLPの設立は株式会社の設立と比べ「短期間」でできるといわれていますが、運営の基盤となる組合契約を作成するのにあまり多人数だとまとまりづらくなるため「2～5名」の組合員構成が多いものと思われます。また「個人と個人」の連携、「サービス業、卸・小売、飲食業」が多いのも、従来の「商品・サービス」ありきではなく「消費者・利用者」の視点にたった「商品・サービス」を組合員各個人のもつ力量を補完しあい、得意なこと（技術、知識）を最大限生かしながら新しい「商品・サービス」を開拓する事業によく活用されているからではないかと思います。

最後に既存のLLPの活用事例を見ていくと運営面において主に次の点がポイントとなっています。

- ①事業の目的が单一で明確である。
 - ②各個人が負担にならない程度の役割分担が明確となっている。
 - ③組合員の意思疎通のための時間を十分確保している。
 - ④既存事業を補完するLLPの場合、組合員相互の既存事業を邪魔しない共同で対応する事業に限定をしていくことをお互い保持している。
- LLPは、組合に参加した「全員」でひとつの目標に向かい、「全員」で力を合わせて事業に参加することが最大の特徴ですので、「事業の目標」を明文化した「組合契約」作成には十分な時間を作ることが重要となります。

（法人労務委員（西遠支部）竹田達紀）

講習会・研修会

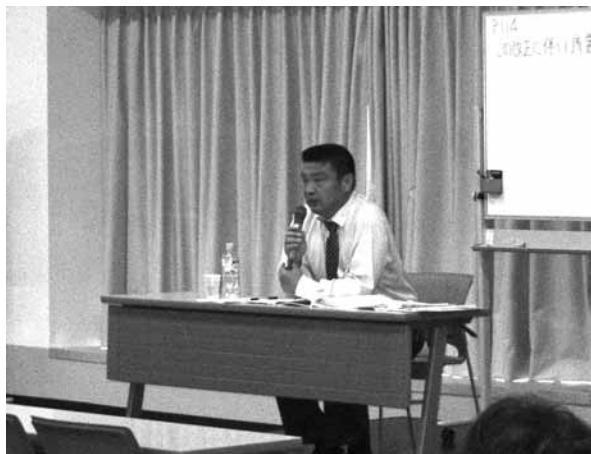
産業廃棄物処理業務講習会

日 時 平成22年10月26日(火)自13時30分至16時30分
会 場 静岡県総合社会福祉会館(シズウェル)
703会議室

講 師 運輸環境委員会 長谷山 朗委員
運輸環境委員会 山本 恭彦委員
出席者 会長 堀内、副会長 鈴木、部長 日内地、
理事 齊藤、委員長 青島
委員 二宮、諸田、森下、山本、長谷山、小倉
受講者数 118名

講題・研修議題

- (1) 産業廃棄物処理法の基礎知識と廃棄物の種類
- (2) 産業廃棄物収集運搬業許可申請にあたって
- (3) 許可申請手続きにおける留意点
- (4) 産業廃棄物収集運搬業許可申請の基礎



建設法人労務部業務講習会

日 時 平成22年11月9日(火)自13時20分至17時00分
会 場 静岡県総合社会福祉会館(シズウェル)
703会議室

講 師 静岡県交通基盤部建設業課指導契約班
中条 通様
佐藤 弘之様
浜名湖国際頭脳センターシステム開発課
山本 篤司様
法人労務委員会 竹田 達紀委員
出席者 副会長 月見里、部長 平岡
委員長 鈴木(幹)
委員 竹内、梅原、前田、増田、塩崎、
鈴木(亨)

講題・研修議題

- (1) 平成23・24年度静岡県入札参加資格電子申請について
- (2) H22.8.30開催講習会資料正誤表について
- (3) 経営事項審査の審査基準の改正事項
- (4) 介護保険事業所指定許可申請について



土木農地業務講習会

日 時 平成22年11月12日(金)自12時00分至17時00分

会 場 もくせい会館「富士ホール」

講 師 静岡県交通基盤部農地局農地利用室

主査 神村 康之様

班長 鈴木 秀幸様

班長 石上 文朗様

出席者 会 長 堀内、副会長 鈴木

部 長 日内地、理 事 土屋

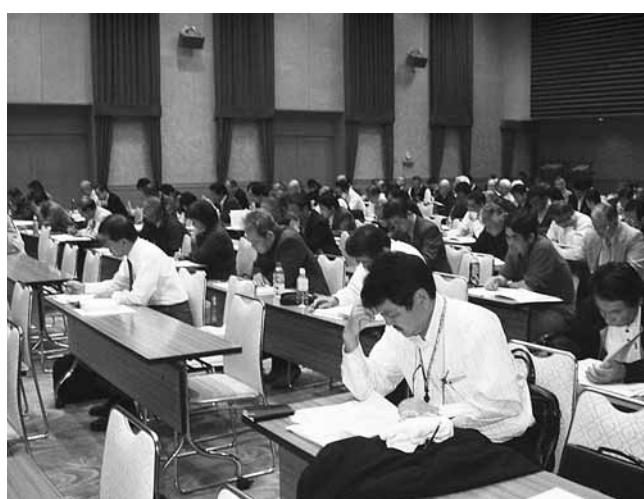
委員長 水野、副委員長 河野

委 員 倉田、田中、今井、松井、天野

受講者数 154名

講題・研修議題

- (1) 静岡県農業の現状について
- (2) 農用地区域からの除外等について
- (3) 農地法改正等について



基礎研修（新入会員研修）

日 時 平成22年11月20日(金)自12時00分至17時00分

会 場 静岡商工会議所403号室

講 師 弁護士 高橋 隆紀様

弁護士 佐々木賢一様

行政書士 川端 基彦様

(東京開催研修会のインターネットによる同時配信)

出席者 副会長 鈴木

部 長 加藤、理 事 渡辺

委 員 米原、山内、澤本

受講者数 6名

講題・研修議題

- (1) 職業倫理について
- (2) 要件事実・事実認定概論
- (3) リーガル・カウンセリング

風俗営業に係る講習会

日 時 平成22年11月26日(金)自13時30分至16時30分

会 場 静岡市産学交流センター（ペガサート）6階

講 師 静岡県警察本部生活安全部保安課

課長補佐 仁尾様

風俗保険委員会 横井 豪一委員

出席者 会 長 堀内、部 長 田中、委員長 服部

委 員 横井、滝浪、横井

受講者数 80名

講題・研修議題

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令及び施行規則の一部改正について
- (2) 旅館、ホテルのオーナーチェンジの手続き

事例発表・情報交換会

著作権相談員三ブロック合同 事例発表並びに情報交換会

日 時 平成22年10月19日(火)自13時30分至16時50分

会 場 静岡県総合社会福祉会館（シズウェル）

103会議室

発表者 渡辺 清久 西部ブロック代表

山口 幹夫 中部ブロック代表

山本新太郎 中部ブロック相談員

平井 瞳子 中部ブロック相談員

米原 透 東部ブロック代表

出席者 会長 堀内、副会長 神尾、我妻

参加者数 19名

講題・研修議題

- (1) 知的資産経営を開示・評価する意義他
- (2) 著作権相談員のための相談事例集の作成
相談事例① 相談事例②
- (3) 著作権登録と契約他

情報交換会（意見交換会）





会社勤めをしていた頃の同僚が病気で亡くなった。
彼は同期入社で当初は結構気が合い、よく一緒に飲んだりしていたのだが次第に距離をおくようになった。

上司ばかりを伺う余りの上昇志向が私には疎ましくなったからである。退社する時も何も相談しなかったし、彼も何も言わなかった。以来交流は途絶えたままだったが、昔の仲間から訃報が入った。どうしたものかと思ったが、それでもと通夜に弔問した。奥さんから「貴方のことはずっと気にかかっていたみたいですよ」と言われた。誤解していたのかもしれない。もっと話をすれば良かったと急に悲しくなった。

「ある時はありのすさびに憎かりき、亡くてぞ人は恋しかりける」(源氏物語引用古歌) サユリスト

「あ、信号が赤に変わる！」、横断歩道の10数メートル前から走り出す。いくらも走っていないのに息が上がってしまう。そういえば、ここ数年運動らしい運動をしていない。

運動不足解消にと、しばらく使っていなかった『縄跳び』を引っ張り出してみる。「どれくらい跳べるかな？」早速跳んでみると、20回位しか跳んでいないのに既に息は、ハアハアゼイゼイ…

「このままではいかん！」と暇を見つけては縄跳びをすることに。さて何時まで続けられるか？

居残り佐平治

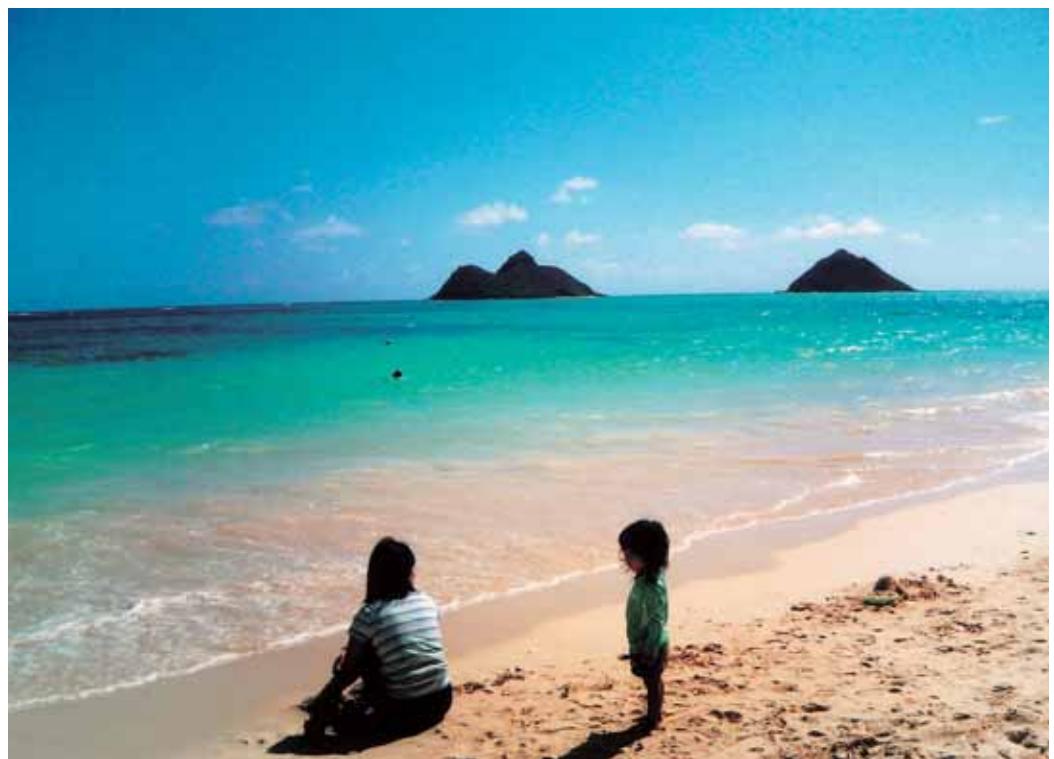
明けましておめでとうございます。正月に滋賀県で高校の学年同窓会がありました。クラスに女子が10名いるかいないかの高校だったので女子同士の繋がりは元々強く、卒業後も頻繁に連絡を取っているので驚くような近況報告はなかったのですが、男子は卒業以来、御無沙汰の人ばかりで、今どこにいるの？何やってるの？から始まって、沢山名刺交換をしてきました(残念ながら静岡県在住者はおらず)。国会議員から大学准教授・証券会社支店長…みんな立派な肩書きが記載されていて、すごいすごい！と、結局、仕事の話ばかりしてお開きになってしまいました。家に帰って、名刺を整理していると、名立たる企業に勤める人の名刺の裏面が揃ってみんな英語表記になっているではないですか！正月早々、名刺の裏で企業のグローバル化を感じました。ちなみに、私の名刺の裏面は…真っ白です。

訳あり商品

編集後記

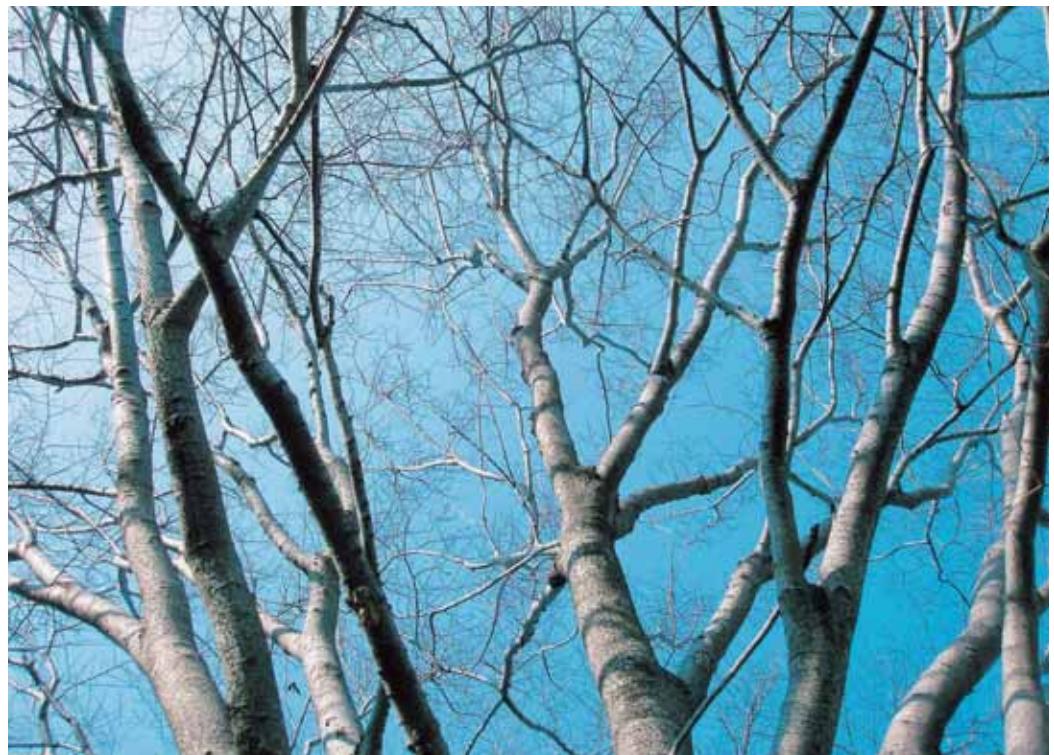
新年、あけましておめでとうございます。
皆さんの今年の抱負はいかかでしょうか。
私はといえば、行政書士も長くなりあれこれ考えて結局は動かないことが多くなりました。
そんなわけで私の今年の抱負は「動くこと」です。
弱気になり、不安に取り込まれそうになっても
出口の見えない案件を持ち込まれても
解決の糸口すら見えない問題でも
疲れ切ってしまい放り出したくなっても
「動くこと。とにかく前に」

入賞



「語らい」 三島支部 野中房代 会員

佳作



「浅春陽光」 静岡支部 高桐正雄 会員

佳 作



「ラッパ（浜松まつり）」 静岡支部 佐 藤 吉 男 会員

佳 作



「夜明けの富士」 富士宮支部 佐 野 宣 良 会員

発行 静岡県行政書士会 会長 堀内昭次 編集 広報委員長 森 保郎

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846